

## 神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定基準

平成26年6月2日適用

一部改正 平成27年1月23日適用

一部改正 平成27年5月18日適用

一部改正 令和3年1月18日適用

神奈川県障害者居宅介護従業者基礎研修等事業指定要綱第3条の規定に基づき、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修事業の指定基準を次のとおり定める。

### 1 事業者

(1) 事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- ① 原則として法人格を有し、概ね1年以上、安定した事業運営実績があり、適正な研修事業の実施に支障がないと認められること。
- ② 原則として県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括する体制があること。
- ③ 研修事業を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- ④ 研修事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備されていること。
- ⑤ 必要な研修会場・備品・教材等が確保されており、基準を満たした講師を適切な人数確保し、本基準に定めるカリキュラムの内容に従った研修を実施できること。
- ⑥ 実施届、変更等の届出、実績報告書の提出等、指定要綱に定める手続きが適正に履行できると認められること。
- ⑦ 研修事業に係る書類の管理について、受講者の個人情報保護に留意し、適正に行われる体制であること。
- ⑧ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程においては、指定申請時点で社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第4条及び第13条第1号ハに基づく第3号研修課程（喀痰吸引等研修第3号研修課程）の登録を受けた登録研修機関（以下「以下登録研修機関」という。）であること。

(2) 上記(1)の要件を満たしている場合においても、申請者が次の①～⑭のいずれかに該当するときは、指定しない。申請者は、事業指定申請書に該当しない旨の「誓約書」（別添様式1）を添付すること。

- ① 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）第1条第3号から第7号に掲げる研修を実施する事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。
- ② 本県又は他の都道府県において、過去5年以内に、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号に定める介護員養成研修事業者としての不指定又は指定の取消し等の処分を受けた者であるとき。
- ③ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づくサービス事業者としての指定を取り消された者であるとき。
- ④ 本県、他の都道府県、指定都市又は中核市において、過去5年以内に、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険サービス事業者としての指定または許可を取り消された者であるとき。
- ⑤ 上記①～④の取消し等の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による聴聞の通知後、処分決定前に当該事業の廃止の届出をした者で、当該届出日から5年を経過しない者であるとき。
- ⑥ 申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第22条第1項及び第2項に定めるその他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑦ 申請者の代表者が、上記①～⑥までのいずれかに該当する法人において、当該処分の理由となった事実があったとき又はその事実が継続している間にその代表者であった者であるとき。
- ⑧ 申請者の代表者が、上記⑥に該当する者であるとき又は禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ⑨ 申請者又は申請者の代表者が、居宅介護従業者等の養成に係る研修、介護員養成研修及び関係法令に係る研修等又は障害者サービス及び介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他の処分を受けて改善がなされていない、又は継続的な指導を受けているなどの事実によって、適正な研修事業の実施能力に疑義を生じさせる者であるとき。

- ⑩ 申請者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められるとき又は申請者の役員等が条例第2条第4号に定める暴力団員等と認められる者であるとき。
- ⑪ 申請者が、条例第23条第1項に違反していると認められるとき。
- ⑫ 申請者が、条例第23条第2項に違反していると認められるとき。
- ⑬ 申請者及び申請者の役員等が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められるとき。
- ⑭ 申請者が、納付すべき租税公課を滞納している者であるとき。

## 2 受講者

- (1) 受講者は、各研修課程の養成目的にあった者で、原則として、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業又は行動援護事業に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は従事している者とする。

## 3 研修会場

- (1) 科目内容に応じて十分な広さと設備等を有し、研修を実施するにあたり、適切な環境条件にある研修会場を確保するものとする。なお、会場の広さは受講者1人あたり1.65㎡以上あること。
- (2) 会場は、必ずしも事業者の自己所有に限るものではないが、研修実施期間中の確保が、確実であることを書面により確認できるものとする。
- (3) 県が会場の状況を現に確認する必要があると判断した場合には、その調査に協力するものとする。

## 4 研修のカリキュラム及び科目の免除

各研修課程のカリキュラム及び免除することができる科目の取り扱いは、別紙1「カリキュラム及び免除規定の取扱い」及び別紙2「実習及び演習の取扱い」による。

## 5 講師及び講義方法等

- (1) 各科目を担当する講師は、原則として、別紙3「講師の取扱い」による。
- (2) 講義及び演習の実施方法は、担当講師が対面して実施する方式とすること。講師が講義において視聴覚教材を利用してもよいが、視聴覚教材の視聴等による自習方式は認めない。ただし、行動援護従業者養成研修の講義及び重度訪問介護従業者養成研修の追加研修の講義については、ビデオ（厚生労働省監修）視聴による研修受講を認める。

## 6 研修責任者と研修コーディネーター

- (1) 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定するものとする。
- (2) 事業者は、研修の実施に際し、個々の科目や講師による研修効果のばらつきをなくし、均一で質の高い研修を実施するために、研修に関係する各団体等と調整することができ、研修の内容に関し、知識と経験を有した研修コーディネーターを選定するものとする。

## 7 補講等の実施方法

受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、別紙4「補講等の取扱い」により補講等を実施するものとする。

## 8 修了証明書の交付

- (1) 修了証明書の大きさは任意とするが、文章は要綱の第6号様式のとおりとする。
- (2) 受講者が修了証明書を紛失等した場合の対応は、別紙5「修了証明書再発行の取扱い」による。

## 9 受講者の本人確認

受講者の本人確認の実施については、別紙6「受講者の本人確認について」により行い、偽名等により修了証明書を発行することのないように努める。

## 10 台帳等の保存期間

- (1) 修了者名簿は永年保存し、修了証明書の再発行等に対応できるように、保管する。
- (2) 研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況及び成績に関する書類、講師の出講状況に関する書類、研修日誌、実習記録等）は、研修終了後5年間保存する。

## 11 事業廃止する場合の取り扱い

講習事業を廃止した場合の取り扱いについては、別紙7「事業廃止する場合の取扱い」による。